

陸上自衛隊の部隊の一体的運用の円滑な実施に関する訓令

陸上自衛隊訓令第8号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第10条の2第3項の規定を実施するため、陸上自衛隊の部隊の一体的運用の円滑な実施に関する訓令を次のように定める。

平成30年3月26日

防衛大臣 小野寺 五典

陸上自衛隊の部隊の一体的運用の円滑な実施に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、自衛隊法（以下「法」という。）第10条の2第3項に規定する法第6章に規定する行動その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合において、方面隊の全部又は一部に対する陸上総隊司令官の指揮を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（法第6章に規定する行動に関連する事項）

第2条 法第10条の2第3項に規定する「その他これに関連する事項」は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 即応態勢（事態が発生した際の初動対処を的確に実施するため、陸上総隊及び方面隊の平素における待機要員の指定その他の準備を整えている状態をいう。）の指定
- (2) 非常勤務態勢（事態の発生後、当該事態の規模及び緊急性に応じた、陸上総隊及び方面隊における部隊の長による参集要員の指定、勤務形態の変更その他の非常時における隊員の勤務態勢を整えている状態をいう。）の指定
- (3) 法第6章に規定する行動を迅速かつ適切に実施するための部隊の移動、編成、装備品等の調達、集積及び整備その他の準備行為
- (4) 駐屯地（市ヶ谷駐屯地を除く。）の警備
- (5) 警戒監視及び情報収集
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防衛大臣が認める事項

（陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合）

第3条 法第10条の2第3項に規定する「陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合」は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 陸上総隊に属する部隊と方面隊に属する部隊とをもって対処する必要がある場合
- (2) 異なる方面隊に属する部隊をもって対処する必要がある場合

（方面隊の全部又は一部に対する陸上総隊司令官の指揮）

第4条 陸上総隊司令官は、防衛大臣が別に命じた場合、法第6章に規定する行

動（次項に掲げるものを除く。）並びに第2条第3号及び第6号に規定する事項に関し、方面隊の全部又は一部を指揮する。

2 陸上総隊司令官は、法第83条第2項及び第3項に基づく災害派遣（自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）第2条第6号に規定する大規模震災災害派遣を除く。）に関し、前条各号のいずれかに該当すると判断した場合、方面隊の全部又は一部を指揮することができる。

3 陸上総隊司令官は、第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する事項について、防衛大臣が別に命ずる場合を除き、陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要があるものとして、方面隊の全部又は一部を指揮する。

（方面隊の全部又は一部に対する陸上総隊司令官の指揮を円滑に行うために必要な事項）

第5条 陸上総隊司令官は、前条の規定による指揮を円滑に行うため、第1号から第5号まで及び第9号に掲げる計画の作成に関する業務にあっては防衛大臣の定めるところにより、第6号から第8号までに掲げる計画の作成に関する業務にあっては統合幕僚長の定めるところにより、第10号に掲げる業務にあっては陸上幕僚長の定めるところにより、第11号に掲げる業務にあっては陸上総隊司令官の定めるところにより、それぞれ方面隊に関する事項を総括する。

(1) 防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第18号）第3条第1項第4号に規定する防衛、警備等に関する計画

(2) 自衛隊の災害派遣に関する訓令第8条第1項に規定する災害派遣に関する計画

(3) 自衛隊の災害派遣に関する訓令第8条第5項に規定する大規模震災災害派遣に関する計画及び同条第7項に規定する大規模震災災害派遣に関する細部計画

(4) 自衛隊の地震防災派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第29号）第7条第2項に規定する地震防災派遣に関する計画及び同条第4項に規定する地震防災派遣に関する細部計画

(5) 自衛隊の原子力災害派遣に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第75号）第7条第1項に規定する原子力災害派遣に関する計画及び同条第3項に規定する原子力災害派遣に関する細部計画

(6) 法第84条の3に規定する在外邦人等の保護措置の実施に関する計画

(7) 法第84条の4に規定する在外邦人等の輸送の実施に関する計画

(8) 法第84条の5第2項第3号に規定する国際緊急援助活動及び国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送の実施に関する計画

(9) 前各号に掲げるもののほか、法第6章に規定する行動の実施に関する計画

(10) 情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第14条第5項に定める情報本部長に対する情報支援の要求並びに第15条第2項及び第7項に定める情報本部に対する情報の提供

(11) 部隊の運用状況の把握

附 則

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。